

第2期 鶴居村子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月
鶴居村

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 関連計画との関係	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定方法	5
第2章 本村の現状	7
1. 人口の動向	9
2. 子育て環境の状況	12
3. アンケート調査結果	16
第3章 第1期計画の実施状況	23
1. 児童数の状況	25
2. 教育・保育事業の状況	26
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況	27
第4章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	33
2. 基本目標と基本施策	34
第5章 施策の展開	35
基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実	37
基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	39
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	41
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	43
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等	44
基本目標6 子ども等の安全確保	45
基本目標7 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進	46
第6章 事業計画	49
1. 子ども・子育て支援制度の概要	51
2. 教育・保育提供区域の設定	53
3. 児童人口の将来推計	54
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	55
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
6. 教育・保育の一体的提供の推進	63
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	63
第7章 計画の推進	65
1. 計画の推進体制	67
2. 計画の点検・評価・改善	67
3. 計画の推進に向けた3つの連携	68

資料編	69
1. 鶴居村子ども・子育て会議設置要綱	71
2. 鶴居村子ども・子育て会議委員名簿	72
3. 策定経過	72

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（又は「平成31年度」）、「令和元年」（又は「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（又は「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本村においても平成27年4月に「鶴居村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、村内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

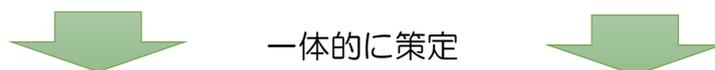
「鶴居村子ども・子育て支援事業計画」は平成27年度から令和元年度までを計画期間としており、令和元年度に計画が終期を迎えることとなるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

「第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、この計画は「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」を最上位計画とし、村の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



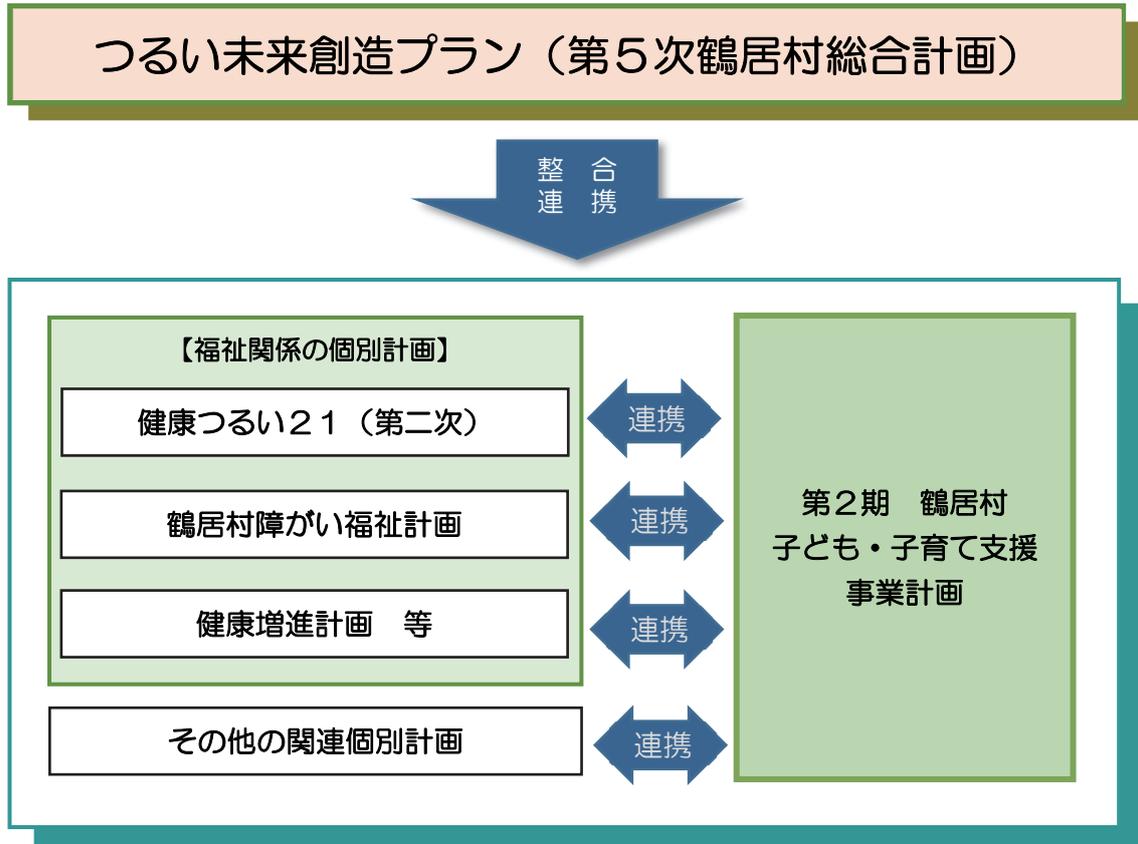
第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画

3. 関連計画との関係

本計画は、「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」を上位計画とし、鶴居村における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

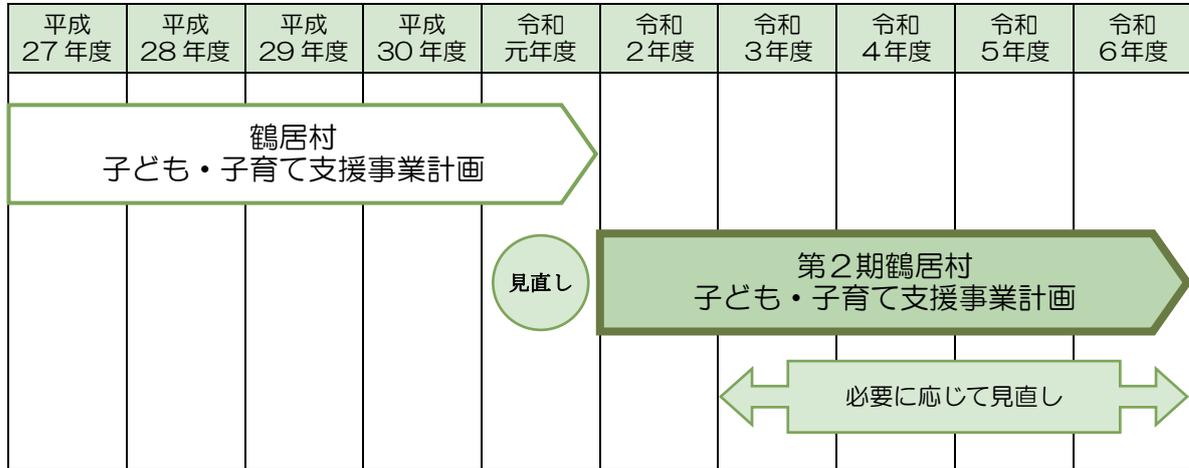
また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）



4. 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度までとします。また、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

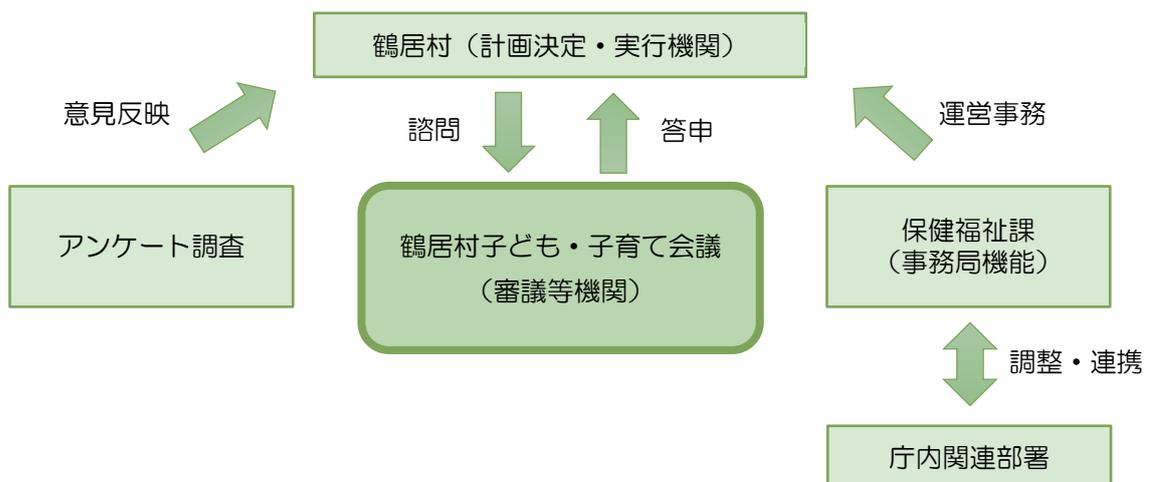


5. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「鶴居村子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■策定体制のイメージ



(2) アンケートの実施

鶴居村の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、就学前児童をもつ保護者及び小学生児童をもつ保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

① 調査対象及び調査方法等

調査対象	令和元年7月1日現在 鶴居村に在住する就学前児童及び小学生の保護者 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者：105人 ・小学生の保護者：133人
調査期間	令和元年7月
調査方法	郵送による配布・回収（郵送法）

② 回収結果

	配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
就学前児童の保護者向け	105	86	81.9
小学生の保護者向け	133	78	58.6
合計	238	164	68.9

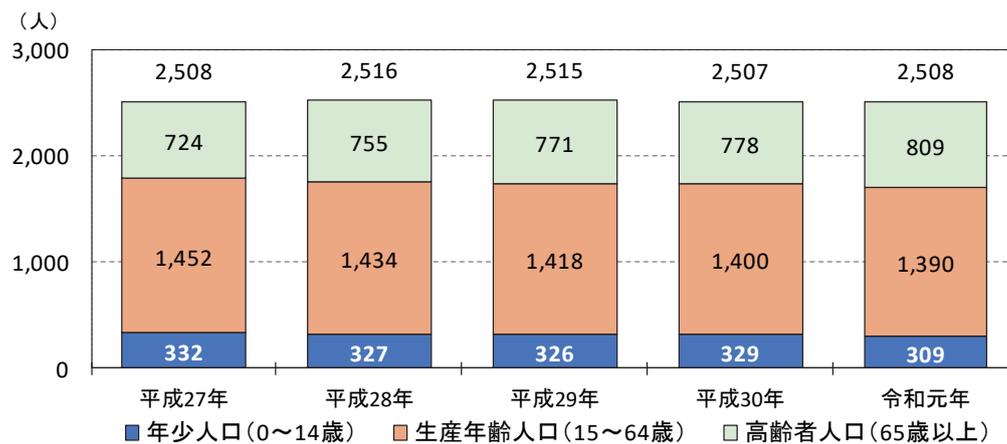
第2章 本村の現状

1. 人口の動向

(1) 鶴居村の人口推移

本村の人口は、令和元年は2,508人で、平成27年からほぼ横ばいで推移しています。年齢3区分別の人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）では微減傾向がみられますが、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

■年齢3区分別の人口推移

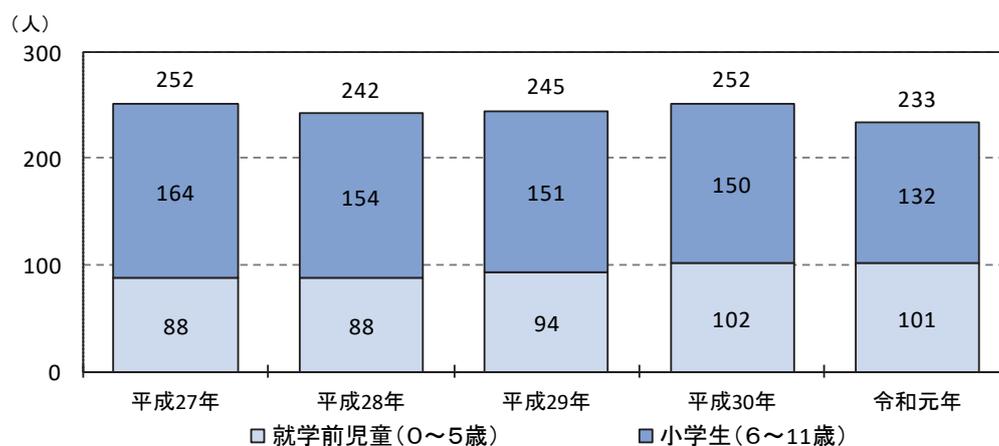


出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 児童人口の推移

小学生以下の児童人口に関しては、小学生は減少傾向、就学前児童は増加傾向で推移しています。

■児童人口の推移



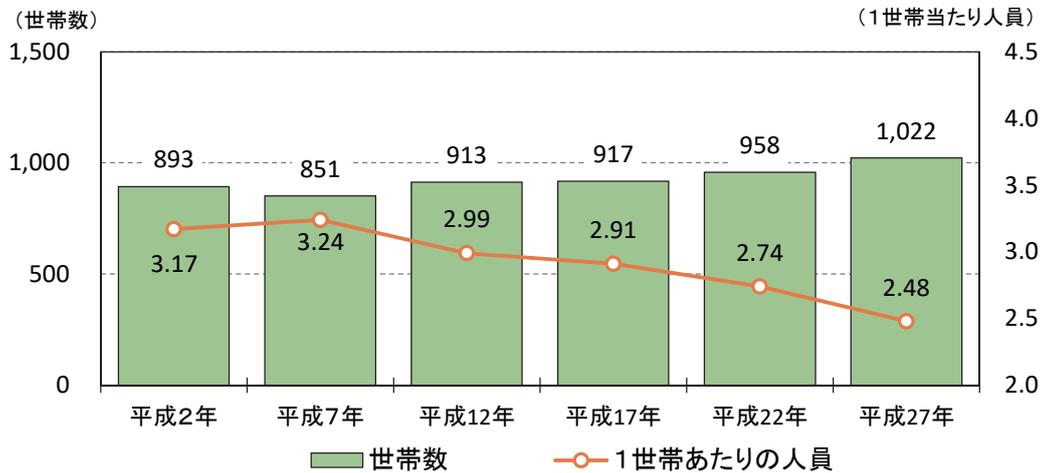
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 一般世帯数の推移

国勢調査による鶴居村の世帯数は、平成7年から年々増加し、平成27年は1,022世帯となっています。

しかしながら、1世帯あたりの人員は平成7年をピークとして年々減少しており、平成27年は2.48人となるなど、核家族化の進行がみられます。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移

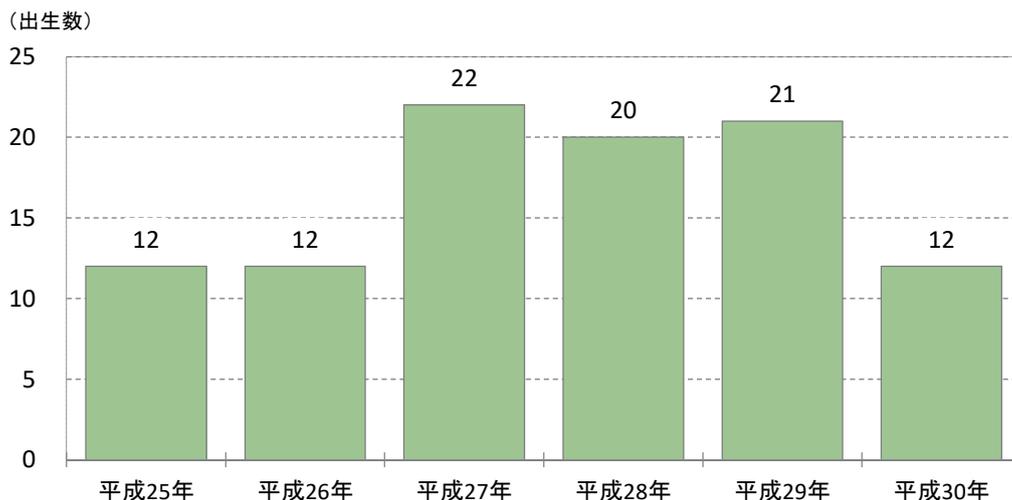


出典：国勢調査

(4) 出生数の推移

本村における出生数は、平成27年度から平成29年度までは20人を超える出生数となっていました。平成30年は12人となりました。

■出生数の推移

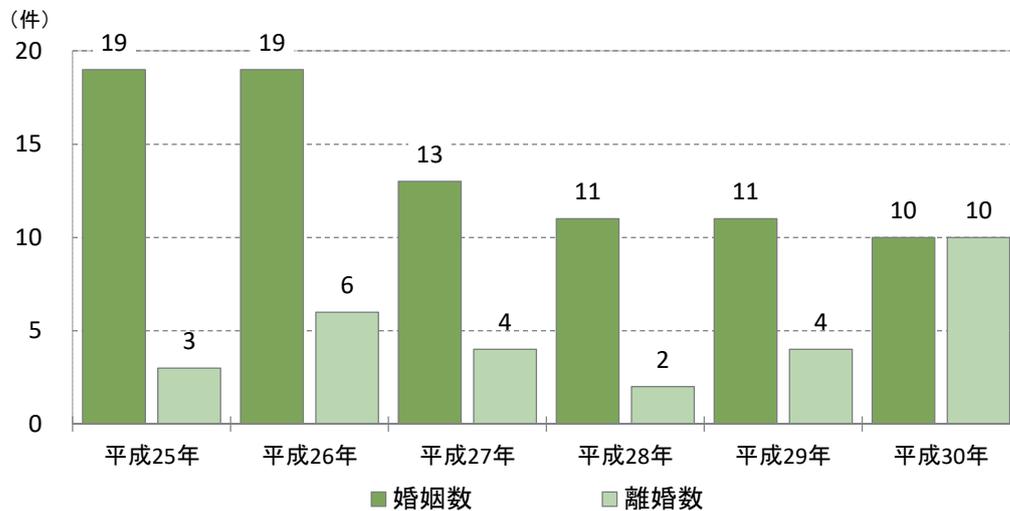


出典：鶴居村

(5) 婚姻と離婚

婚姻数は平成26年の19件から減少傾向となっており、平成30年は10件となっています。また、離婚は年によって増減がありますが、平成30年は10件と多くなっています。

■婚姻及び離婚件数の推移



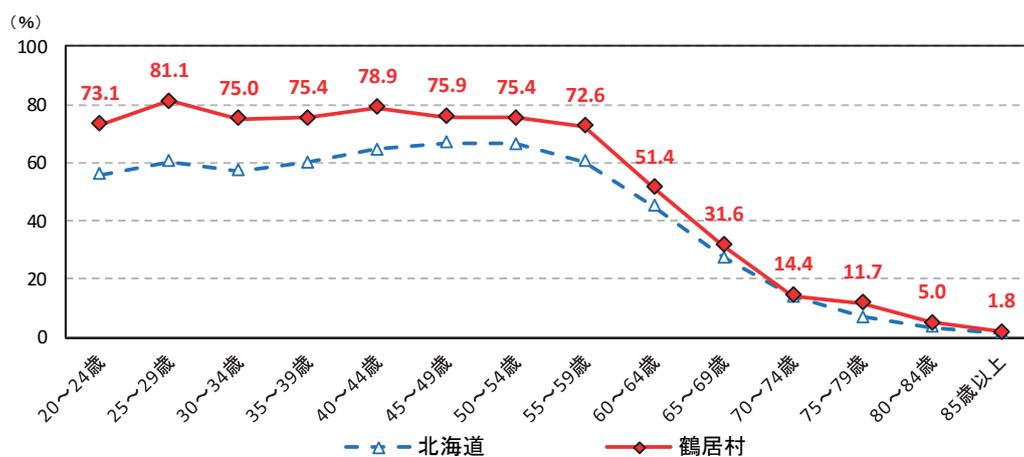
出典：鶴居村

(6) 女性の就労の状況

一般的に女性の就労状況は、結婚や出産後に大きく落ち込むM字曲線を描くことが多いですが、本村では結婚や出産後に大きく落ち込むM字曲線ではなく、フラットに近い状態となっています。

また、北海道平均と比較してみると、すべての年代で北海道よりも就労率が高くなっています。

■女性の就労状況（平成27年）



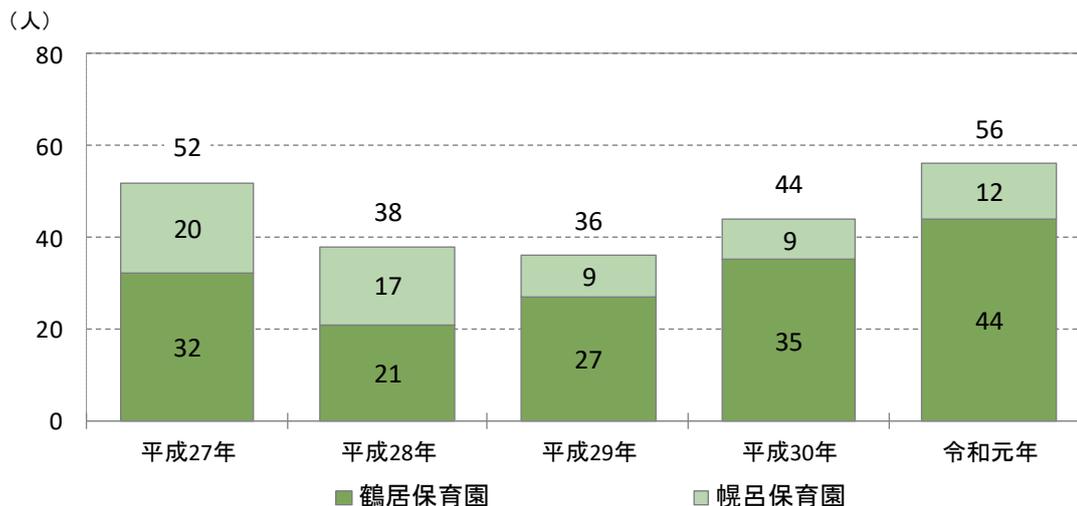
出典：国勢調査

2. 子育て環境の状況

(1) 保育所の状況

保育所利用者数の合計は、平成27年から平成29年まで減少していましたが、その後増加に転じ、令和元年には56人まで増加しています。令和元年度の定員に対する利用者数は、鶴居保育園、幌呂保育園ともに、定員を下回っています。

■保育所利用者の推移



出典：鶴居村（各年5月1日現在）

単位：人

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年度定員数
鶴居保育園	32	21	27	35	44	60
幌呂保育園	20	17	9	9	12	50
合計	52	38	36	44	56	110

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(2) 小学校の状況

小学校児童数を合計で見ると、平成27年の165人から減少が続いており、令和元年は135人となっています。

小学校別の児童数は、平成27年から令和元年にかけて鶴居小学校及び幌呂小学校は減少傾向がみられ、下幌呂小学校は平成29年に38人まで増加し、その後減少しています。

■児童数の推移

単位：人

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
鶴居小学校	100	95	88	87	82
幌呂小学校	30	26	25	28	21
下幌呂小学校	35	33	38	35	32
合 計	165	154	151	150	135

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(3) 中学校の状況

中学校生徒数を合計で見ると、平成28年の87人から減少しており、令和元年には76人となっています。

中学校別の生徒数は、鶴居中学校が平成28年から平成30年まで70人前後で推移していましたが、令和元年に63人に減少しました。また、幌呂中学校は平成27年から平成30年まで減少が続いていましたが、令和元年は増加に転じています。

■生徒数の推移

単位：人

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
鶴居中学校	65	72	68	69	63
幌呂中学校	17	15	14	10	13
合 計	82	87	82	79	76

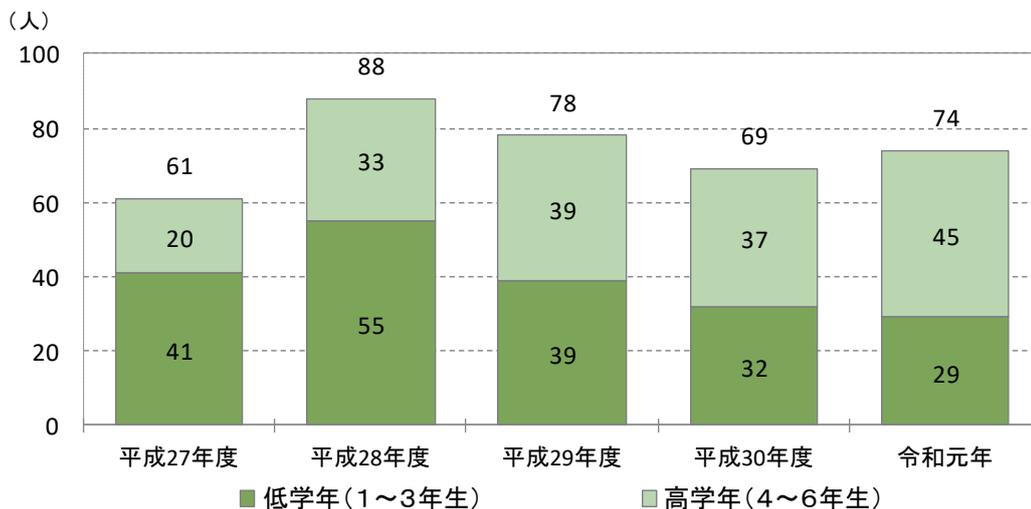
出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ利用者数の合計は平成28年度から減少傾向がみられましたが、令和元年度は増加に転じ74人となっています。

放課後児童クラブ利用者数を学年区別でみると、平成28年度から低学年（1～3年生）は減少している一方、高学年（4～6年生）は増加しています。

■放課後児童クラブ利用者の推移



出典：鶴居村（各年5月1日現在）

■低学年（1～3年生）の利用者数の推移

単位：人

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
下幌呂放課後児童クラブ「青空キッズ」	13	16	15	13	10
鶴居村ふるさと情報館放課後児童クラブ	28	39	24	19	19
合計	41	55	39	32	29

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

■高学年（4～6年生）の利用者数の推移

単位：人

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
下幌呂放課後児童クラブ「青空キッズ」	10	9	13	16	16
鶴居村ふるさと情報館放課後児童クラブ	10	24	26	21	29
合計	20	33	39	37	45

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(5) 特別支援の状況

小学校の特別支援児童数は平成27年の13人から減少傾向がみられますが、特別支援学級数は増加傾向がみられる状況です。

中学校の特別支援生徒数は5～6人で推移しています。

■特別支援の状況

単位：クラス、人

施設名		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学校	学級数	7	7	8	9	8
	児童数	13	10	12	12	10
中学校	学級数	5	4	4	4	4
	生徒数	5	5	5	6	6

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

(6) 障がい児支援の状況

障がい児支援サービスのうち、障害児相談支援は平成27年は3人の利用でしたが、令和元年は9人まで増加しています。

放課後等デイサービスも増加傾向がみられ、令和元年は6人が利用している状況です。また、令和元年の児童発達支援は3人となっています。

単位：人

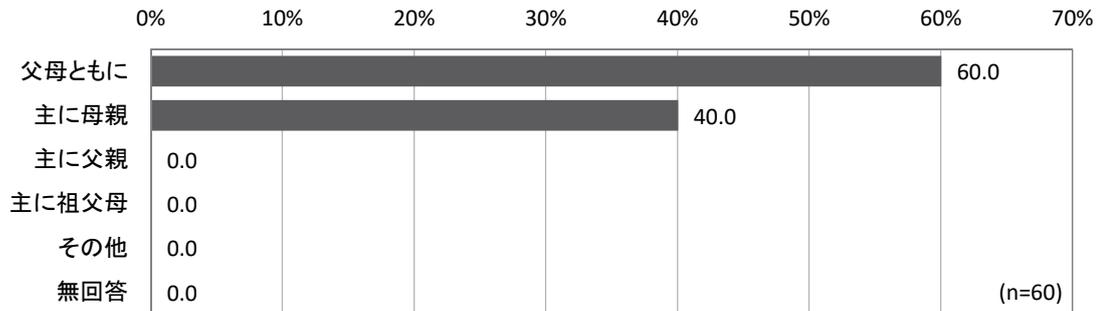
施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障害児相談支援	3	5	5	9	9
放課後等デイサービス	1	3	3	5	6
児童発達支援	2	2	2	4	3

出典：鶴居村（各年5月1日現在）

3. アンケート調査結果

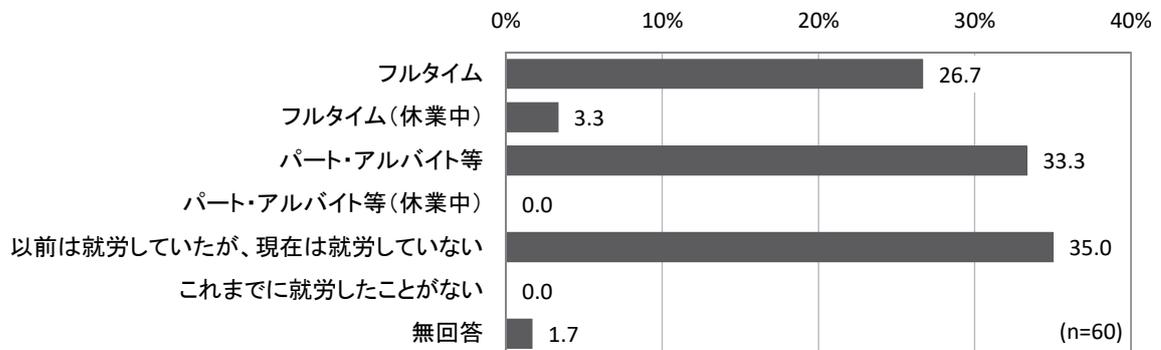
(1) 子育てを主に行っている人

主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が60.0%で最も多く、次いで「主に母親」が40.0%となっています。



(2) 母親の就労状況

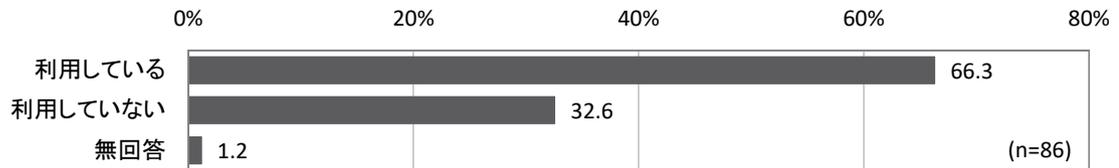
母親の現在の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が35.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が33.3%となっています。



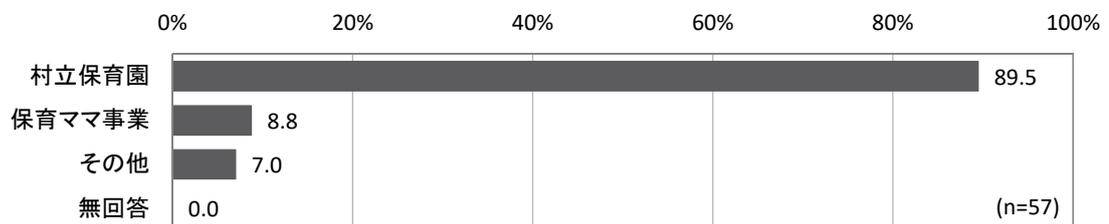
(3) 現在の教育・保育施設の利用状況

現在、定期的な教育・保育事業を「利用している」人は66.3%で、主に利用している教育・保育事業は、「**村立保育園**」が89.5%を占めています。

《平日の定期的な教育・保育事業の利用有無》

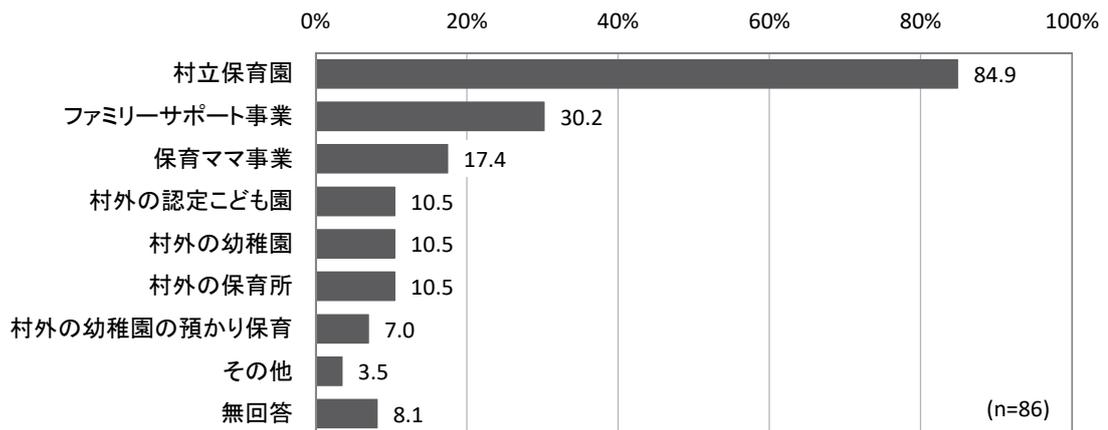


《主に利用している教育・保育事業の種類（複数回答）》



(4) 現在の教育・保育施設の利用状況

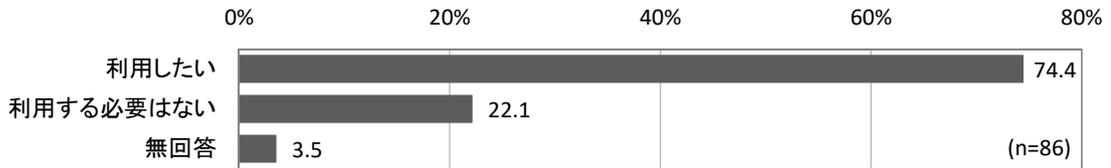
今後、定期的に利用したい平日の教育・保育事業は、「**村立保育園**」が84.9%で最も多く、次いで「**ファミリーサポート事業**」（30.2%）、「**保育ママ事業**」（17.4%）が続いています。



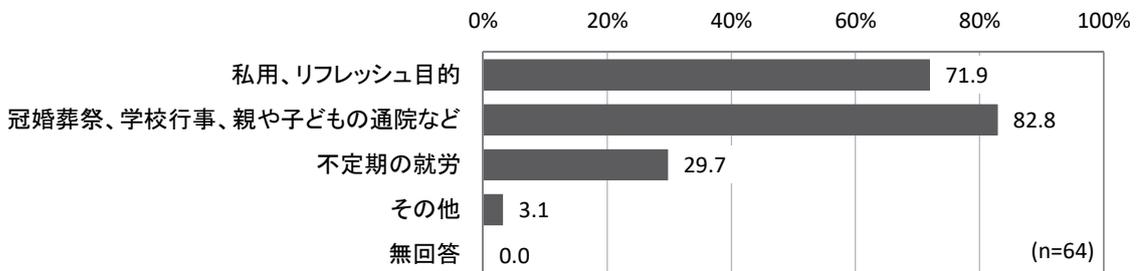
(5) 一時預かり等の利用意向

今後、一時預かり等を「利用したい」は74.4%となっており、利用したい理由は、「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」が82.8%で最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」が71.9%で続いています。

《今後の一時預かり等の利用希望》

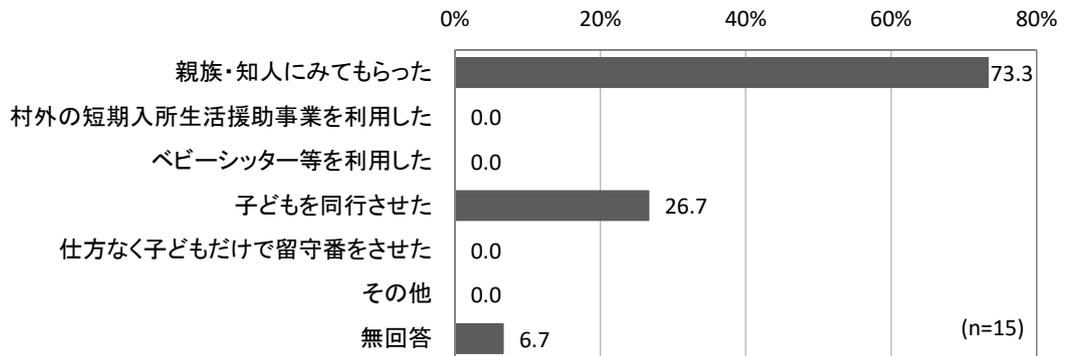


《一時預かり等を利用したい理由（複数回答）》



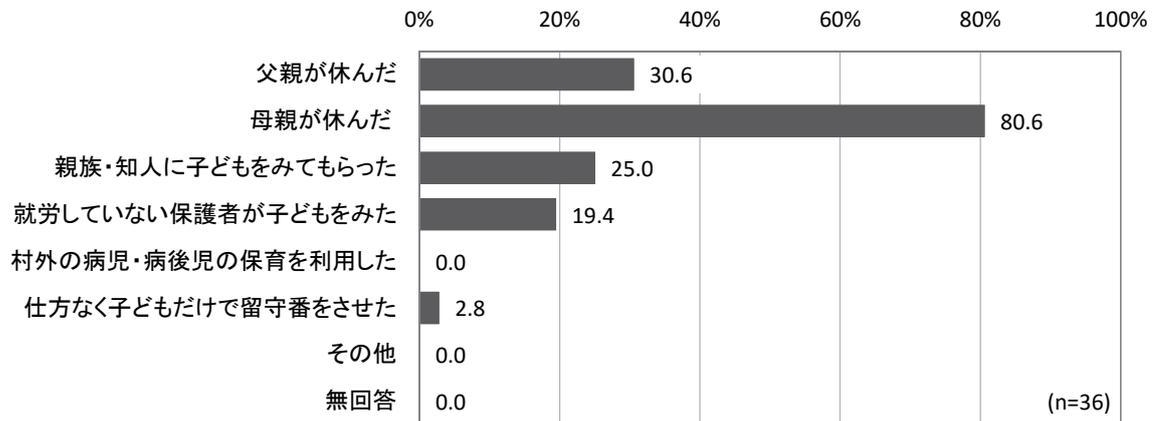
(6) 子育て短期支援事業の利用状況

子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならない際の対応としては、「親族・知人にみてもらった」が73.3%を占め、次いで「子どもを同行させた」(26.7%)となっています。



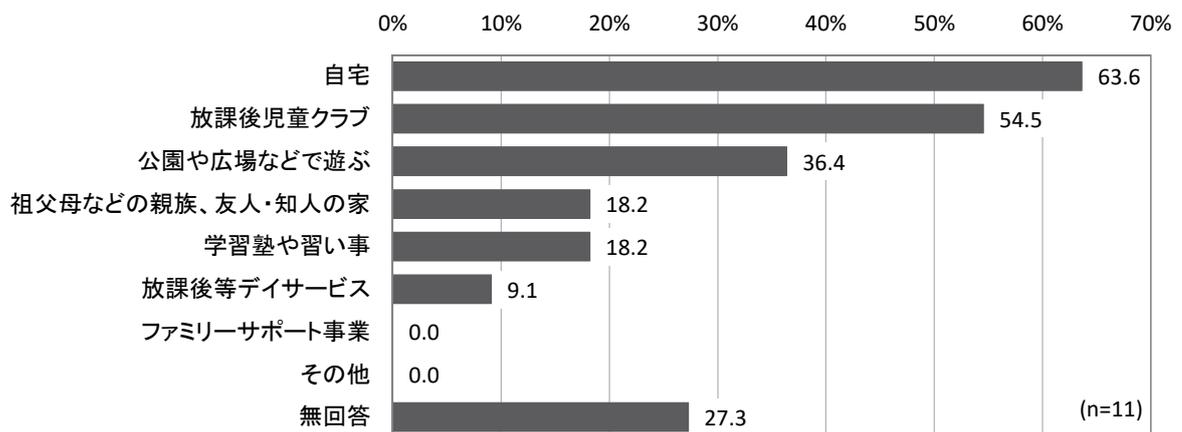
(7) 病児・病後児保育の利用状況

子どもが病気やケガのときに教育・保育事業を利用できなかったことがあった人の対処方法は、「母親が休んだ」が80.6%で最も多く、次いで「父親が休んだ」(30.6%)となっています。



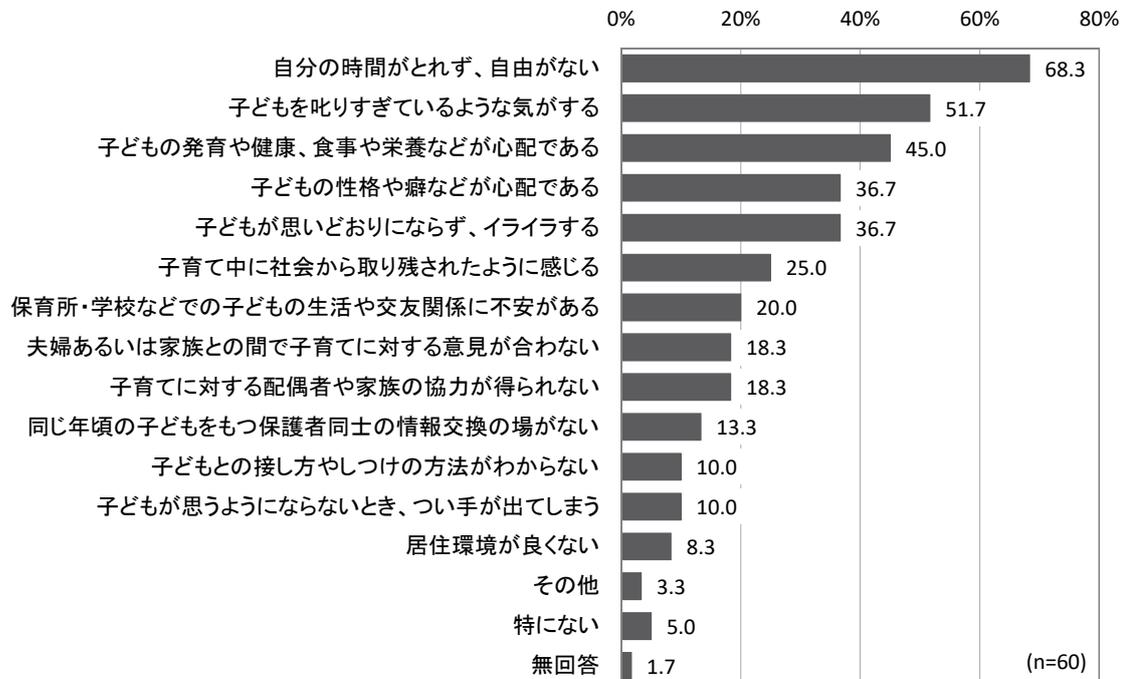
(8) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後、放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「自宅」が63.6%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が54.5%、「公園や広場などで遊ぶ」が36.4%が続いています。



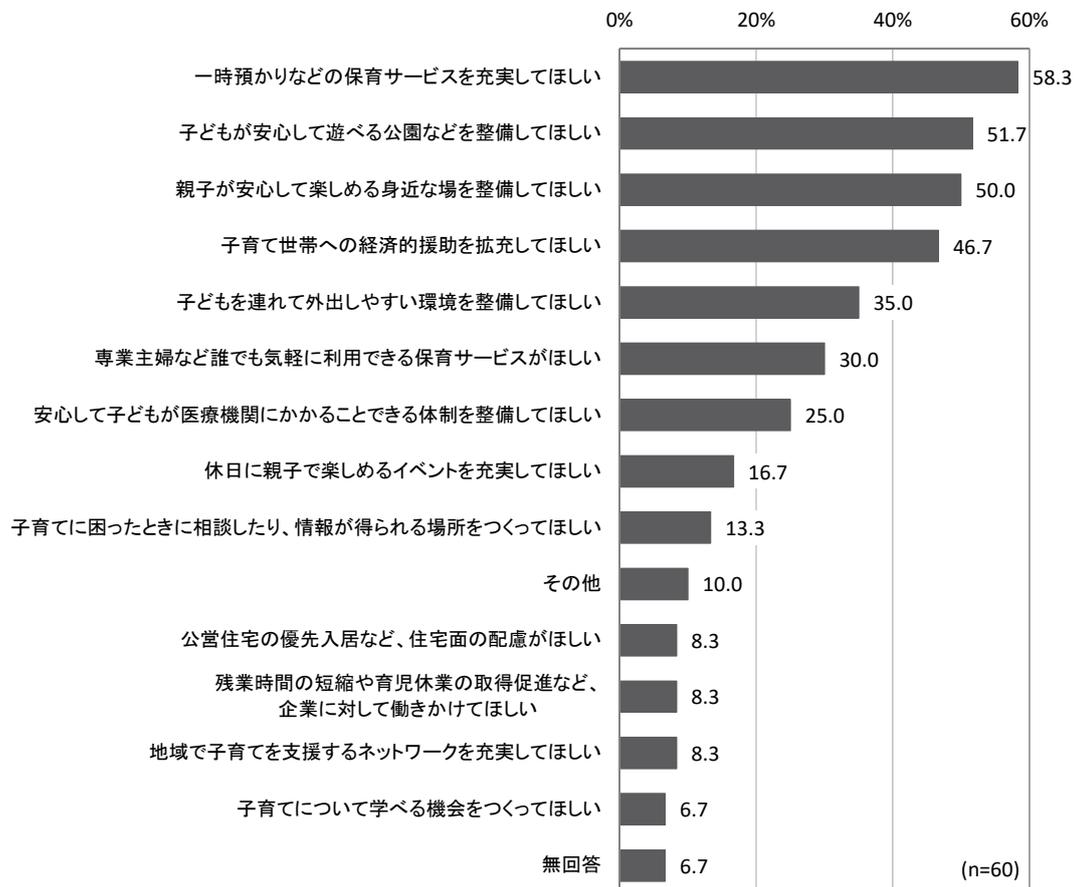
(9) 子育てをする上で感じること（就学前児童の保護者）

子育てをする上で感じることは、「自分の時間がとれず、自由がない」が68.3%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」が51.7%、「子どもの発育や健康、食事や栄養などが心配である」が45.0%で続いています。



(10) 村の子育て支援について特に期待すること（就学前児童の保護者）

充実を図ってほしい子育て支援は、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」が58.3%で最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」（51.7%）、「親子が安心して楽しめる身近な場を整備してほしい」（50.0%）が上位回答となっています。



(11) 子育て環境・支援の満足度

就学前児童の保護者に、鶴居村の子育ての環境や支援への満足度をたずねたところ、「満足」(5.0%)と「やや満足」(25.0%)の合計は30.0%となっています。一方、「不満」(3.3%)と「やや不満」(38.3%)の合計は41.6%で「満足」「やや満足」の合計を上回っています。

小学生の保護者は、「満足」(6.8%)と「やや満足」(33.9%)の合計は40.7%となっています。一方、「不満」(1.7%)と「やや不満」(16.9%)の合計は18.6%で「満足」「やや満足」の合計を下回っています。

《子育て環境・支援の満足度（就学前児童の保護者）》



《子育て環境・支援の満足度（小学生の保護者）》



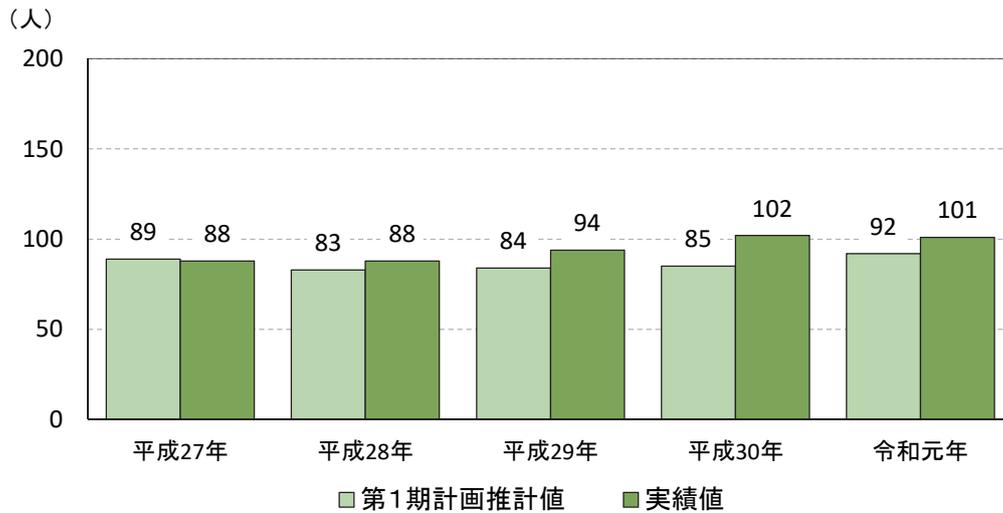
第3章 第1期計画の実施状況

1. 児童数の状況

鶴居村子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童は平成27年度以降、実績が推計値を上回って推移してきました。

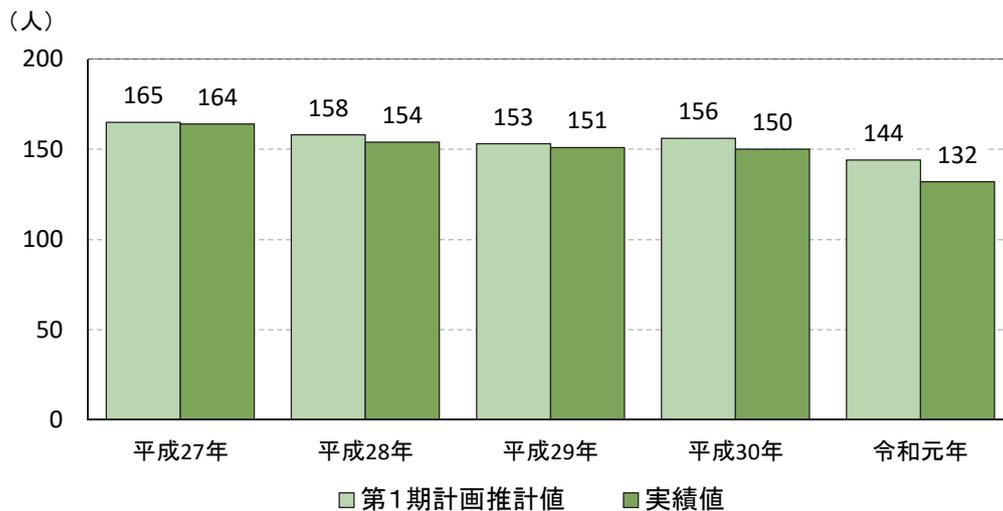
一方、小学生児童は実績が推計値を下回って推移しており、就学前児童との合計でみると、推計に近い実績の推移となりました。

■就学前児童数の推移



出典：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

■小学生児童数の推移



出典：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定・2号認定（3歳以上）

1号認定及び2号認定の実績は平成27年度の26人から平成29年度の12人まで減少が続いていましたが、その後増加に転じ、令和元年度は21人となっています。いずれの年度も量の見込みを下回って推移しました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	43	30	27	22	26
	1号認定		7	5	4	4	4
	2号認定		36	25	23	18	22
	確保方策		110	110	110	110	110
実 績			26	21	12	17	21

出典：実績は各年4月1日現在

(2) 3号認定（3歳未満）

3歳未満の3号認定は保育ママ事業により受け入れを行っており、平成29年度からは鶴居保育園により受け入れを開始し、量の見込みに近い実績で推移しました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	9	9	9	9	9
	0歳		1	1	1	1	1
	1・2歳		8	8	8	8	8
	確保方策		12	12	12	12	12
実 績			0	5	8	11	9
	0歳		0	3	1	1	0
	1・2歳		0	2	7	10	9

出典：実績は各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本村では利用者支援事業としては実施せず、担当課を窓口として子育てに関する相談・助言等に対応しました。

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画（量の見込み）	箇所	0	0	0	0	0
実 績		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（あそびのひろば）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では地域子育て支援拠点事業は実施していませんが、類似事業として子育て支援事業「あそびのひろば」を実施しています。

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	40	48	47	47	47
	確保方策	0	0	0	50	50
実 績		10	14	14	14	—

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

受診者数、健診回数ともに量の見込みを上回る実績が続いていましたが、平成30年度は妊婦の人数が減少したため、量の見込みを下回る実績となりました。

【妊婦健康診査受診者数】

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	18	18	18	18	18
	確保方策	—	—	—	—	—
実 績		30	30	25	17	—

【妊婦健康診査の健診回数】

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	240	240	240	240	240
	確保方策	—	—	—	—	—
実 績		398	252	331	204	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進委員等が乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

平成27年度は量の見込みを大きく上回る実績でしたが、出生数の減少等で訪問人数は徐々に減少し、平成30年度は9人となりました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	10	10	10	10	10
	確保方策		10	10	10	10	10
実 績			16	15	12	9	—

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

計画期間内において当事業の対象となる家庭はなく、実績はありませんでした。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

鶴居村には児童養護施設がないため、子育て短期支援事業は実施していません。そのため、計画期間内において当事業の実績はありませんでした。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人日	2	2	2	2	2
	確保方策		0	0	0	0	2
実 績			0	0	0	0	—

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村では類似事業として子育てサポート事業を実施しており、小学生の利用は計画を大きく上回る実績で推移しました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人日	26	24	23	22	18
	確保方策		0	0	0	0	20
実 績			716	644	767	475	—

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

本村では類似事業として子育てサポート事業を実施しており、就学前児童の利用は計画をおおむね上回る実績で推移しました。

①一時預かり（幼稚園型）

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

②一時預かり（幼稚園型以外）

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人日	325	281	265	237	261
	確保方策		0	0	0	0	300
実 績			618	510	117	298	—

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

本村では時間外保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	18	16	15	14	15
	確保方策		0	0	0	0	20
実 績			0	0	0	0	—

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

本村では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人日	18	16	15	14	15
	確保方策		0	0	0	0	50
実 績			0	0	0	0	—

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

本村では、ふるさと情報館のみなく放課後児童クラブと下幌呂放課後児童クラブ「青空キッズ」として実施しており、平成28年度以降は量の見込みを大きく上回る利用実績となっています。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	67	63	60	57	48
	低学年		35	34	26	24	17
	高学年		32	29	34	33	31
	確保方策		30	30	30	60	60
実 績			61	88	78	69	74
低学年	41		55	39	32	29	
高学年	20		33	39	37	45	

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

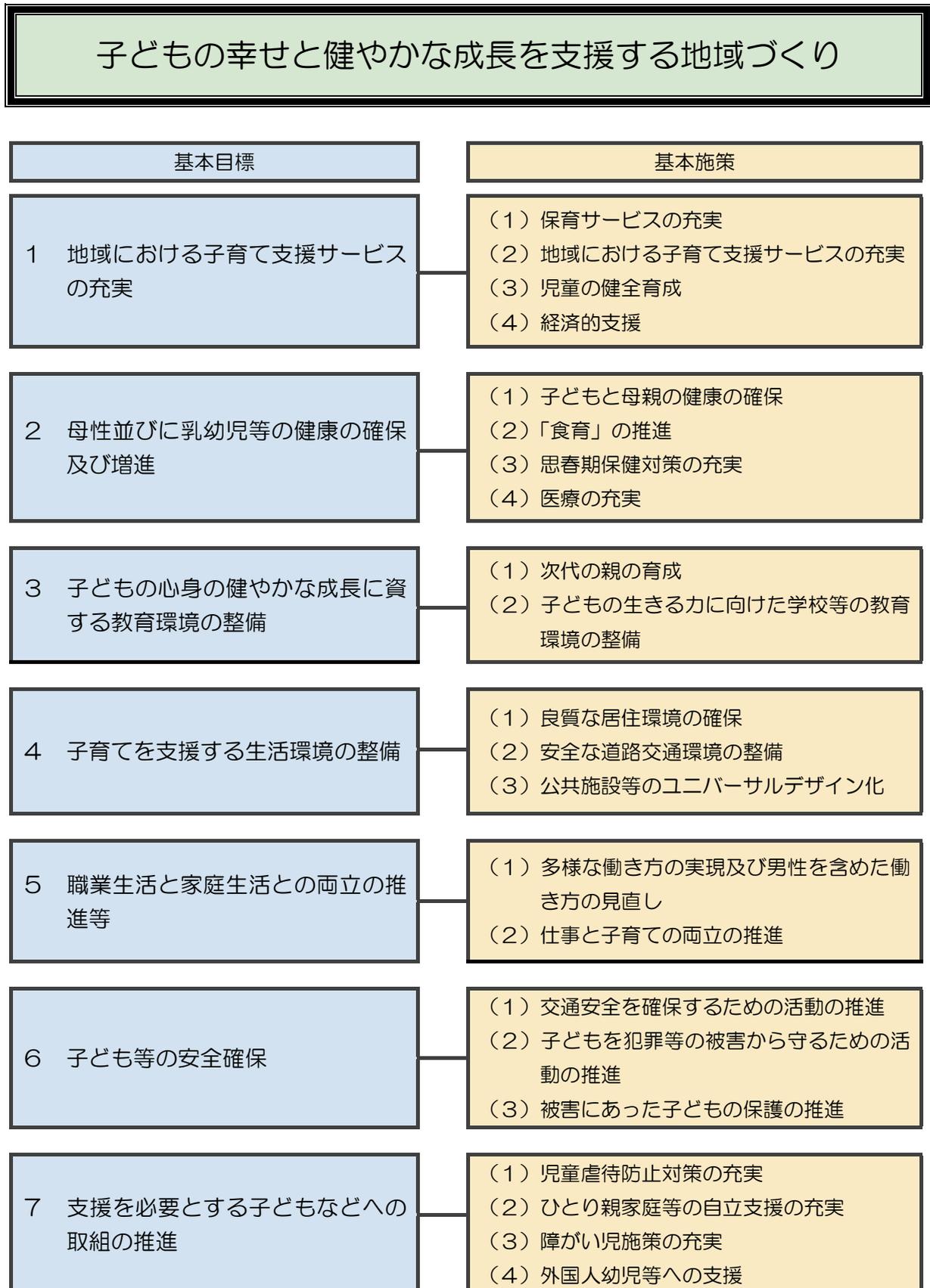
これらの考え方を踏まえ、この計画では「鶴居村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、村全体で子どもが成長できる環境づくりを目指します。

基本理念

子どもの幸せと健やかな成長を
支援する地域づくり



2. 基本目標と基本施策



第5章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実

子どもや家庭を取り巻く環境は今なお厳しく、核家族化の進行や父親の仕事中心の考え方に加えて近隣関係の希薄化など、子どもをめぐる地域ネットワークが弱まる中、育児の負担は母親に集中し、母親と子どもだけで一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が問題になるなど、家庭や地域における子育て力の低下が社会的課題となっています。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

①保育サービスの充実

取組名	取組の内容	担当課
通常保育の充実	本村の保育に係る中心的施設である鶴居保育園において、子育てをしている人が安心して働けるよう、安全の確保に努め、多様な遊びや園行事の開催により、児童の心身の健やかな成長を助長する保育を行います。	保健福祉課
子育て支援複合施設建設事業	保育園、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館の機能を持つ子育て支援拠点を建設し、子育て支援サービスの充実を図ります。	保健福祉課
高齢者との世代間交流の推進	お年寄りをいたわる「やさしい心」を育成するため、鶴居保育園と高齢者との交流を推進します。	保健福祉課
保育サービスに関する情報提供	本村における保育サービスや育児に関する情報提供を行います。	保健福祉課

②地域における子育て支援サービスの充実

取組名	取組の内容	担当課
子育てに関する情報提供及び意識啓発の推進	広報誌、回覧、IP 告知端末等により、子育てに関する情報提供や意識啓発を行い、本村において充実した子育てができるよう支援します。	保健福祉課
鶴居村子育てサポート事業	育児の支援を受けたい人と行いたい人が会員になり、保護者の勤務等により昼間又は夜間・休日において児童の保育に欠ける場合、地域協力が公共施設や自宅で保護者に代わって児童を預かるといった内容の育児支援事業です。	保健福祉課
放課後児童クラブ	ふるさと情報館「みなくる」（令和2年秋以降は子育て支援複合施設）及び下幌呂放課後児童クラブ「青空キッズ」において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を預かります。利用ニーズに対応できる体制整備に努めます。	保健福祉課

取組名	取組の内容	担当課
子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	これまで実施してきた子育て支援事業「あそびのひろば」や子育てサークル「ひよこ会」等の内容を継続しながら、地域子育て拠点としての子育ての交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。	保健福祉課
絵本の紹介及び読み聞かせ	乳幼児健診の機会に、赤ちゃんへの読み聞かせの方法等を説明しながら、親子のコミュニケーションや温かいことば掛けを応援する運動の実施を行います。	保健福祉課

③児童の健全育成

取組名	取組の内容	担当課
学校等の社会資源及び子ども会等を活用した取組	各子ども会等の地域組織活動の育成やその指導者の育成を図り、児童の健全育成活動に努めます。	教育委員会
自然体験活動をはじめとする多様な体験機会の提供	わんぱくアドベンチャークラブ、二市町村合同ジュニアリーダーズスクール等の開催により、「自然や物を大切に作る心」や「連帯性」「創意工夫する力」を培うため、本村の恵まれた自然環境を活用した多様な体験機会を提供します。	教育委員会
主任児童委員又は児童委員における相談活動	子どもの学校生活での悩み、親の育児に対する悩みを気軽に相談できるよう、各地区に民生委員児童委員・主任児童委員を配置しています。	教育委員会

④経済的支援の充実

取組名	取組の内容	担当課
第1子以降への出産祝金・就学祝金の支給	第1子以降への出産祝金及び就学祝金の支給により、本村において経済的にも安定した子育てができるよう支援します。	保健福祉課
特定不妊治療費助成事業の推進	北海道の助成とは別に、1回の治療費つき15万円以内、交通費については要した費用の2分の1以内、いずれも1年間あたり2回を限度に通算5年間まで助成します。本村において助成することにより、利用者の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課
妊婦健康診査費助成	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的に、妊婦健康診査に係る費用を全額助成し経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課

取組名	取組の内容	担当課
紙おむつ処理用袋支給事業	乳幼児や要介護者等が使用する紙おむつの処理費用軽減等の目的から、1歳未満の乳児を養育している保護者、鶴居村家族介護用給付事業により支給決定を受けている者、鶴居村地域生活支援事業日常生活用具給付事業により支給決定を受けている者の負担軽減を図ります。	保健福祉課
乳幼児・児童生徒・高校生医療費助成	乳幼児・児童生徒を養育している保護者の方に、保険診療の範囲内で掛かった医療費の自己負担分を助成しています。	保健福祉課
新生児聴覚検査助成事業	新生児又は特別な事情があると認められる乳児の保護者を対象に、新生児聴覚検査の費用を全額助成します。	保健福祉課
ひとり親家庭等への経済的支援	児童を養育しているひとり親家庭等の自立に向けて、児童扶養手当などの経済的支援を行います。	保健福祉課

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

また、計画策定にあたっては、「健康つらい21（第二次）」の趣旨を十分踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携が必要です。さらに、子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師等の人材の確保が必要となります。

①子どもと母親の健康の確保

取組名	取組の内容	担当課
妊婦安心サポート事業	妊婦さんの出産に係る情報を事前に登録することで、緊急時に救急車で出産予定医療機関に搬送します。	保健福祉課
乳幼児健診等、保健指導の充実	身体計測、問診、診察などで、疾病や成長・発達に課題がある子どもの早期発見を行い、早期治療・早期療育を促します。また、子どもが健やかに成長するための生活習慣形成や育児不安等に対する情報提供や相談活動を行います。	保健福祉課
親の育児不安解消のための相談指導実施	乳幼児健診や家庭訪問、個別相談などあらゆる機会を通じて虐待を早期把握するよう努めるとともに、育児不安解消のため子育て相談体制の充実、健やかな子育てをするための意識啓発、子育てサポートの整備を行っていきます。	保健福祉課

取組名	取組の内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みに耳を傾け、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要と判断された家庭については、専門職にちなげ適切なサービスを提供する活動により、家庭の孤立化を防ぎ、子育てしやすい環境をつくりま	保健福祉課
妊婦に対する出産準備教育や相談指導実施	妊産婦専門相談や妊婦訪問、マタニティ教室等により、妊娠・出産・育児に必要な情報・知識・技術をとおして親になる心構えを養うとともに、育児の仲間づくりを進めます。	保健福祉課
産婦健康診査	産後2週間又は産後1か月等の時期に健康診査を受けてもらい、母体の身体的回復、精神状態や育児状況の把握等を行い産後の母子に対する支援を強化し、産後うつや虐待予防を図ります。	保健福祉課
産後ケア事業	産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に身体的ケア・精神的ケアを行うため、助産院委託による産後ケア事業を行っています。	保健福祉課
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。	保健福祉課

②「食育」の推進

取組名	取組の内容	担当課
発育段階に応じた食に関する情報の提供	管理栄養士や栄養教諭を中心に子どもたちの望ましい食習慣の形成と食に関する理解を促進し、地産地消の推進と食文化の継承に努めます。	教育委員会 保健福祉課

③思春期保健対策の充実

取組名	取組の内容	担当課
性教育や薬物に関する教育	学校教育において児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、性感染・喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。	教育委員会
心の問題に係る相談体制の充実	個別指導（相談）の実施により、児童生徒の心の問題に継続的に対応していくため、悩み事を相談できる教職員と生徒の人間関係の確立、家族や学校種間相互の連携を図った保健管理を推進します。	教育委員会

④医療の充実

取組名	取組の内容	担当課
医療の確保・充実	鶴居村立診療所を中心に、村民の安心と安全を守るため、継続して医療の確保と充実に努めます。	診療所
緊急医療について、近隣市町村との連携した取組	村内医療機関では対応が困難な病気やケガ、緊急医療については、釧路市等の専門病院との連携により、迅速で適切な医療が受けられるよう体制整備に努めます。	診療所

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、子育て支援サービスに対するニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策の推進が求められています。

この理由として、①0歳児をはじめ乳幼児期は、人に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期、②3歳以降では、社会性やコミュニケーション能力の向上等が求められる、③小学校就学後には、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる安全・安心な環境の確保が必要、④思春期以降では、教育関係機関と連携を図りつつ、食育、乳幼児のふれあいの場の提供、性に関する正しい知識の普及等を進めることが必要であることがあげられます。

①次代の親の育成

取組名	取組の内容	担当課
中学生が乳幼児とふれあう機会を広げる取組	中学生に対して助産師講話を行うとともに、乳児の保護者の協力による赤ちゃんとのふれあい体験を通じて生命の尊さや子育ての大切さを学ぶ機会をつくります。	保健福祉課 教育委員会

②子どもの生きる力に向けた学校等の教育環境の整備

取組名	取組の内容	担当課
子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	家庭訪問により児童生徒の生活環境を把握し、保護者との信頼関係を深めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。	教育委員会
道徳教育の充実	学校においては道徳の時間をはじめ、多様な体験活動など、全教育活動を通じて「豊かな心」の育成に努めます。	教育委員会
地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進	ふるさとまつり等の、地域が行う各種行事への児童生徒の参加を促し、地域の伝統の理解や郷土の発展に寄与する心を育てます。	教育委員会
地域ともにある学校づくり（コミュニティ・スクール等）	学校・保護者・地域住民が一体となって学校運営に意見を反映させるとともに、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域ともにある学校づくり」を推進します。	教育委員会
いじめ、非行等の問題行動や不登校に対応する体制整備	学校、教育委員会、関係機関等の連携強化により、児童生徒による問題行動等があった場合には、速やかに適切な指導・支援を行うとともに、ネット対策として学校における情報モラル教育やネットパトロールを推進します。	教育委員会
スポーツ環境の充実	心身の健全な増進のため、子どもたちが様々なスポーツを体験でき、選択したスポーツを十分に追求できるような環境の充実を図るとともに、指導者の育成にも努めます。	教育委員会
生涯にわたる心身の健康保持増進に必要な健康教育の推進	生涯にわたり心身の健康保持増進がされるよう、規則正しい生活・食習慣等、基本的な健康教育を行い、かつ、「早寝早起き朝ごはん」運動の取組や、地域の特産品を使った「ふるさと給食」を推進します。	教育委員会
安全で豊かな学校環境を提供するための学校施設の適切な整備	老朽化等により危険性の高い学校施設については適宜耐震化や改修工事を計画的に実施し、子どもたちや地域住人の安全で快適な環境の確保に努めます。	教育委員会
インターネットの活用に関する普及啓発	スマートフォン等の情報機器によるインターネットの活用に関して、ネット依存やネットいじめを防止するための家庭におけるルールづくりや有害情報対策に関する普及啓発に努めます。	教育委員会

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、一人でも多くの子どもが育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪にあわないようなまちづくりを地域で推進することが求められています。

①良質な居住環境の確保

取組名	取組の内容	担当課
良質な公営住宅の提供	老朽化した公営住宅の計画的な建て替えや修繕により、快適な居住環境の中で子育てができるよう配慮します。	建設課
広くゆとりのある住宅の確保に資する情報提供	子育て家庭が広くゆとりある住宅を確保できるよう、分譲地や住宅等についての情報提供に努めます。	建設課 企画財政課
シックハウス対策の推進	シックハウスは、居住する者の健康に悪影響を及ぼすものです。新築や増築を行う建築確認申請建物については、建築基準法に基づいて指導を行います。	建設課

②安全な道路交通環境の整備

取組名	取組の内容	担当課
歩行者にやさしい歩道、通園通学路の整備の推進	子どもや子ども連れの親子等が安心して歩くことができるような、安全で広く歩きやすい歩道、通園通学路の整備を計画的に推進します。	教育委員会 保健福祉課 建設課
通園路、通学路の点検	保育園、学校等を中心に児童が日常的に集団で移動する経路等の安全確保に向けた安全点検を行います。	教育委員会 保健福祉課

③公共施設等のユニバーサルデザイン化

取組名	取組の内容	担当課
歩行者にやさしい歩道、通園通学路の整備の推進	小さなお子さんにとっては、わずかな段差でも大きな事故につながるおそれがあることから、子どもやお年寄り、障がいのある方も利用しやすいように、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。	建設課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

就労している母親、就労を希望している母親が増えている状況の中、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。

非正規雇用者として働く女性の労働条件は低く、また、仕事本位、企業本位の職場環境の中で活力を失う男性は少なくありません。このような状況は結果として少子化をもたらしてしまいます。

社会全体が発展し続けるには、仕事と子育ての両立のための「①就労による経済的自立が可能な社会」「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指す必要があることから、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があります。

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

取組名	取組の内容	担当課
労働者、事業主、地域住民等の意識改革推進のための情報提供	男女ともに充実した家庭生活を送るためには、仕事時間と生活時間の適正なバランスが重要です。関係機関、事業主、地域住民と連携を図りながら意識改革推進のための情報提供に努めます。	保健福祉課 産業振興課

②仕事と子育ての両立の推進

取組名	取組の内容	担当課
子育てサービスの充実、新たな支援策の検討	仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需用に応じた子育てサービス、保育サービス等の充実に努め、新たな支援策の検討など、保護者が働きやすい環境を整えていきます。	保健福祉課

基本目標6 子ども等の安全確保

学校への登下校時や放課後など、子どもたちを被害対象とした事件は後を絶ちません。子どもの安全を守るのは“大人の責任”です。小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともに未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要なことです。

①交通安全を確保するための活動の推進

取組名	取組の内容	担当課
交通安全教育指針に基づいた実践型の交通安全教育の実施	子どもを交通事故から守るため、警察、学校、関係機関等と連携した協力体制の強化を図るとともに、交通安全教室の開催等による交通安全教育や啓発を推進します。	総務課
チャイルドシート使用の徹底	チャイルドシート使用の徹底をはじめ、SS（スピードダウン・シートベルト着用）運動の展開など総合的な交通事故防止対策を推進します。	総務課

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

取組名	取組の内容	担当課
住民の防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供	子どもの安全を確保するため、登下校時にパトロール隊による巡回を行い、駐在所発行広報紙のほか、不審情報があった場合には、IP告知端末や学校安心メール等を通じ速やかに注意を呼び掛けます。	教育委員会 総務課
「子ども110番の家」の推進	子どもが不審者から声を掛けられたりした場合等、子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」を推進します。	教育委員会
インターネット犯罪の防止	インターネット上の犯罪から子どもを守るため、北海道や警察との連携による対策に努めます。	教育委員会

③被害にあった子どもの保護の推進

取組名	取組の内容	担当課
犯罪、児童虐待により被害を受けた子どもに対する支援	犯罪、虐待により被害を受けた子どもに対しては、児童相談所等専門機関の協力により早期のカウンセリングを実施し、心のケアを行います。	教育委員会
保護者に対する関係機関と連携したきめ細かな支援	保護者の気持ちに十分配慮し、関係機関連携によりきめ細かな支援を行います。	教育委員会

基本目標7 支援を必要とする子どもなどへの取組の推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取組の推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまで、対象の親子に対し総合的な支援の手を用意することが求められています。

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。母子家庭の場合は、事業主の理解不足等から、収入面や雇用条件面で不利な点も多い上に、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースも多く、総合的な支援策が求められています。このことは、置かれた環境が違うことだけで障がい児のいる家庭においても同様であり、総合的な支援策が求められています。

さらに、国際化の進展に伴い、外国とつながる幼児の増加が今後予想されることを踏まえ、該当する幼児が円滑に教育・保育事業を利用することができるよう、適切な支援が必要とされています。

①児童虐待防止対策の充実

取組名	取組の内容	担当課
幅広い参加による虐待防止ネットワークの設置	児童虐待をはじめとする複雑かつ多様化する家庭問題に対応するため、鶴居村地域福祉推進協議会により、諸問題の発生予防、予防活動を行い、健全な家庭環境の醸成と地域福祉の向上を図ります。	保健福祉課
要保護児童対策協議会の推進	学校、保育所、主任児童委員、警察、医療機関、行政、地域住民等と連携し単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組を目指します。また、実務担当者における学習・研修会などへの参加や、連携を図ります。	保健福祉課
主任児童委員等による相談活動	主任児童委員が中心となり、学校や家庭への訪問等による相談活動を実施し、児童虐待の早期発見・防止に努めます。	保健福祉課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	役場保健福祉課の相談窓口を児童虐待の一元的な窓口として位置づけ、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行い、子ども家庭総合支援拠点としての機能を提供します。	保健福祉課

②ひとり親家庭等の自立支援の充実

取組名	取組の内容	担当課
相談体制の充実や情報提供	母子家庭等のひとり親家庭は、社会的にも経済的にも不安定な状態にあるため、相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報提供を進めます。	保健福祉課
ひとり親家庭等への経済的支援（再掲）	児童を養育しているひとり親家庭等の自立に向けて、児童扶養手当などの経済的支援を行います。	保健福祉課

③障がい児施策の充実

取組名	取組の内容	担当課
適切な医療、在宅サービスの提供、支援体制の整備	障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら適切な医療と指導が行われるよう支援体制を充実していきます。在宅の心身に障がいがある児童には、早期療育や集団生活への適応訓練と家族に対する必要な指導助言等を進めるとともに、障がいを持つ子どもたちの親の会を支援します。	保健福祉課
療育に特別なニーズがある子どもについての適切な支援	軽度の発達障がいなど療育に特別なニーズがある子どもへの指導の充実を図ります。	保健福祉課
保育園における障がい児の受入推進	集団保育が可能な障がい児については保育園に積極的に受け入れ、療育機関や専門職種と連携を図りながら発達相談を実施するなど、保護者の育児不安の解消に努めていきます。	保健福祉課
障がい福祉サービス利用者への送迎事業	児童発達支援センター及び障がい児通所サービスを利用する方を対象に送迎を行います。	保健福祉課

④外国人幼児等への支援

取組名	取組の内容	担当課
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などが円滑に保育所や子育て支援サービス等を利用できるよう、外国人幼児及びその保護者に対して相談対応などの支援を行います。	保健福祉課

第6章 事業計画

1. 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	
児童手当等交付金		
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊産婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業（時間外保育事業）	
	⑩病児保育事業	
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
仕事・子育て両立支援事業		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
第1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
第2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
第3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本計画においては、鶴居村子ども・子育て支援事業計画で設定した区域を継承し、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業提供区域を次のとおり設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全村（1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、鶴居村内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全村（1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、鶴居村内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業 （病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		

3. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童数は一時的に増加しますが、令和4年度以降は減少する見込みとなっています。

小学生児童数では、減少傾向で推移しますが、令和4年度以降は増加する見込みとなっています。

■就学前児童数の推計値

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	11	15	15	15	15	15
1歳	17	12	16	16	16	16
2歳	21	18	12	17	17	17
3歳	24	22	18	12	18	18
4歳	15	25	23	19	13	19
5歳	13	15	25	23	19	13
合計	101	107	109	102	98	98

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6歳	10	15	17	28	26	21
7歳	17	10	15	17	28	27
8歳	18	17	10	15	17	28
9歳	23	18	17	10	15	17
10歳	30	24	18	17	10	15
11歳	34	30	24	18	17	10
合計	132	114	101	105	113	118

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人	4	5	3	3	3
1号認定		3	3	2	2	2
2号認定で 教育の意向強い		1	2	1	1	1
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足 (②-①)		6	5	7	7	7

《確保方策の考え方》

村内には幼稚園・認定こども園がないため、1号認定は村内の保育施設における特別利用保育での受け入れを確保方策とします。

これまでの受け入れ実績や新設される「子育て支援複合施設」の受け入れ能力を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人	40	43	35	33	33
確保方策 ②		50	50	50	50	50
過不足 (②-①)		10	7	15	17	17

《確保方策の考え方》

2号認定は村内の保育施設での受け入れを確保方策とします。

これまでの受け入れ実績や新設される「子育て支援複合施設」の受け入れ能力を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

《今後の保育施設について》

村内2箇所の保育園（鶴居保育園、幌呂保育園）は、児童数の減少等を背景に令和2年4月から幌呂保育園を鶴居保育園に統合することになりました。

令和2年秋頃から供用開始予定の「子育て支援複合施設」は認可保育所としての保育時間を提供する必要があるため、統合後の鶴居保育園においても先行して認可保育所と同等の保育時間に移行します。

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園・地域型保育施設）

①0歳

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人	3	3	3	3	3
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足 (②-①)		2	2	2	2	2

②1・2歳

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人	15	14	16	16	16
確保方策 ②		16	16	16	16	16
過不足 (②-①)		1	2	0	0	0

《確保方策の考え方》

3号認定は村内の保育ママ事業及び子育てサポート事業での受け入れを確保方策とします。また、令和2年秋以降は「子育て支援複合施設」で受け入れを行います。

これまでの受け入れ実績や「子育て支援複合施設」の受け入れ能力を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の実施箇所数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	箇所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

本村では利用者支援事業としては実施せず、役場窓口を一元的な子育て支援窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組みます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

これまで実施してきた子育て支援事業「あそびのひろば」や子育てサークル「ひよこ会」等の内容を継続しながら、地域子育て拠点としての子育ての交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。

■地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人回/月	23	22	25	25	25
確保方策 ②		30	30	30	30	30
過不足 (②-①)		7	8	5	5	5

《確保方策の考え方》

令和2年秋頃までは子育て支援事業「あそびのひろば」、令和2年秋以降は「子育て支援複合施設」の子育て支援センターでの受け入れを確保方策とします。

「あそびのひろば」及び子育て支援センターの受け入れ体制で量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(3) 妊産婦健康診査事業

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

産婦健康診査は、産婦の身体的機能回復、精神状態の把握等を行う産婦に対する健康診査を実施する事業です。

■妊産婦健康診査の健診回数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人回	222	222	222	222	222
確保方策 ②		222	222	222	222	222
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進委員等が乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人	15	15	15	15	15
確保方策 ②		15	15	15	15	15
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業の訪問人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

本村では当事業を実施しておらず、養育が特に必要な家庭に対して個別に指導・助言を行う等の対応を行ってきました。

今後も養育支援訪問事業としての実施は予定していませんが、養育支援が必要な家庭に対してはきめ細やかな対応を行います。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

■子育て短期支援事業の延べ利用者数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

本村には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業の利用はないと見込んでいますが、本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足 (②-①)		20	20	20	20	20

《確保方策の考え方》

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て援助活動支援事業の利用はないと見込んでいますが、小学生児童の放課後の居場所を確保する必要がある場合には、子育てサポート事業での受け入れを行うこととします。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	484	493	461	443	443
確保方策 ②		500	500	500	500	500
過不足 (②-①)		16	7	39	57	57

《確保方策の考え方》

一時預かり（幼稚園型）は計画期間内において利用はないと見込んでいます。一時預かり（幼稚園型以外）は、子育てサポート事業での受け入れを確保方策とします。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人	7	7	6	6	6
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足 (②-①)		3	3	4	4	4

《確保方策の考え方》

鶴居保育所にて実施している時間外預かり、鶴居村社会福祉協議会にて実施している「鶴居村子育て支援対策事業」により、利用希望者の量の見込みを確保します。

また、「子育て支援複合施設」の供用開始後は、時間外預かりと同等の時間で延長保育事業を実施します。

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人日	65	66	62	59	59
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△65	△66	△62	△59	△59

《確保方策の考え方》

量の見込みでは病児保育事業の利用ニーズがある状況ですが、本村の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み ①	人	34	31	35	40	42
1年生		6	7	12	11	9
2年生		4	6	7	12	11
3年生		7	4	6	7	12
4年生		4	4	2	4	4
5年生		6	4	4	2	4
6年生		7	6	4	4	2
確保方策 ②		60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	26	29	25	20	18	

《確保方策の考え方》

ふるさと情報館の放課後児童クラブと下幌呂放課後児童クラブ「青空キッズ」での受け入れを確保方策とします。令和2年秋以降は、ふるさと情報館のみなく放課後児童クラブを「子育て支援複合施設」の放課後児童クラブに移行し、児童の受け入れを行います。

これまでの受け入れ実績や「子育て支援複合施設」の受け入れ能力を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

これまで村内保育園の補食（おやつ）費を助成してきました。今後も保護者のニーズ等を勘案し、必要とされる助成について検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けことが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

鶴居村には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら適切な対応を行います。

また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとしします。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

鶴居保育園における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

支援を必要とする子どもに対しては、鶴居村障がい福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 保育所と小学校等との連携の推進

鶴居保育園及び各村内小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、鶴居保育園と村内各小学校との連携を推進します。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限

の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 村民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、村民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、村外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、鶴居村子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、鶴居村子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の点検・評価と見直し

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、村民への浸透を図ります。また、機会をとらえて村民意見を把握し、村民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に鶴居保育園においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本村の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。そのためのツールとして、「発達支援ファイル」を導入し、関係機関でつくる「地域福祉推進連絡協議会」において縦横連帯の地域支援体制を構築します。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

1. 鶴居村子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鶴居村における子ども・子育て支援対策の推進に関し必要となる措置について協議するため、鶴居村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- （4）その他村長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（庶務）

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

2. 鶴居村子ども・子育て会議委員名簿

委員氏名	公職等	区分
遠藤 浩一	鶴居村校長会長（鶴居小学校長）	会長
藤原 千晶	鶴居村教育委員	副会長
松下 まり子	前鶴居保育園父母の会会長	委員
坂本 和也	前鶴居村PTA連合会長	委員
鶉橋 忠輝	鶴居村社会福祉協議会長	委員
浅川 洋子	前鶴居村民生委員児童委員協議会主任児童委員	委員
渡辺 章子	前鶴居村民生委員児童委員協議会主任児童委員	委員
松井 恒子	前鶴居村女性団体連絡協議会長	委員
白取 明子	母子保健推進委員	委員
直里 純子	おひさまの会代表	委員

3. 策定経過

年月日	会議名	内容
令和元年5月20日	令和元年度第1回鶴居村子ども・子育て会議	・第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査について
令和元年9月30日	令和元年度第2回鶴居村子ども・子育て会議	・第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画策定について ・子育て支援新施設の運営・時間等について
令和元年12月16日	令和元年度第3回鶴居村子ども・子育て会議	・第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和2年2月3日	令和元年度第4回鶴居村子ども・子育て会議	・第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画の素案の内容審議について
令和2年3月16日～ 令和2年3月23日	令和元年度第5回鶴居村子ども・子育て会議 (書面会議)	・第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画(案)について

第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行／鶴居村保健福祉課

〒085-1203 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

Tel 0154 (64) 2116 Fax 0154 (64) 2577

ホームページ <http://www.vill.tsurui.lg.jp/>
